電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（平成十七年文部科学省経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「要対策重要電源」を「旧要対策重要電源」に改め、「電源として」の下に「平成二十一年十一月十七日以前に」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成二十一年度予算から適用する。

○農林水産省告示第八十九号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月八日　農林水産大臣　赤松　広隆

第四号中「株式会社ＪＡ福井市人材サポート」を「旧株式会社ＪＡ福井市人材サポート」に、「平成十四年七月　平成二十年六月」に改める。

第六号中「中央町四百六十五番地一」を「新松ケ島町六百二十番地五十五」に改める。

第十号中「中央六丁目一番一号」を「中央区五丁目十二番一号」に改める。

第十六号中「港区虎ノ門四丁目一番一号」を「台東区秋葉原二番三号」に改める。

第二十号中「横手新町一号三番地」を「千丁町新牟田千四百五十八番地」に改める。

第二十六号中「大谷本吉漁業協同組合」を「旧大谷本吉漁業協同組合」に、「平成十四年十月」を「平成十四年十月　平成十九年三月」に改める。

第三十五号中「東本小路六番地一」を「野田町千六百六番地一」に改める。

第六十号中「ももいし農業協同組合」を「旧ももいし農業協同組合」に、「平成十五年四月」を「平成十五年四月　平成二十年三月」に改める。

第六十一号中「まべち農業協同組合」を「旧まべち農業協同組合」に、「平成十五年四月　平成二十一年三月」に改める。

第六十三号中「気仙沼地区漁業協同組合」を「旧気仙沼地区漁業協同組合」に、「平成十五年四月」を「平成十五年四月　平成十九年三月」に改める。

第八十七号中「土佐清水市漁業協同組合」を「旧土佐清水市漁業協同組合」に、「平成十五年四月」を「平成十五年四月　平成二十年三月」に改める。

第百四号中「藤木二百十三番地」を「藤木三千百二十八番地」に改める。

第百十四号中「小川二千八百十四番地一」を「小川二千五百二十四番地一」に改める。

第百十五号中「茅野市仲町二十四番四号」を「諏訪市大字四賀字広瀬橋通七千八百四十一番」に改める。

第百三十号中「室戸岬東漁業協同組合」を「旧室戸岬東漁業協同組合」に、「平成十六年四月」を「平成十六年四月　平成二十年三月」に改める。

第百三十六号中「津軽みなみ農業協同組合」を「旧津軽みなみ農業協同組合」に、「平成十六年七月」を「平成十六年七月　平成二十年六月」に改める。

第百六十号中「幸町四番二十四号」を「庄川町青島四百一番地」に改める。

第百七十二号中「住田五百十番地」を「中倉四十八番地二」に改める。

第百七十七号中「諫早市小野島町千五百二番地」を「雲仙市瑞穂町古部甲二千二十一番地」に改める。

第百八十三号中「朝日町万石八百二十番地」を「清見町三日町百八十七番地一」に改める。

第百八十六号中「香南漁業協同組合」を「旧香南漁業協同組合」に、「平成十七年七月　平成二十年三月」に改める。

第二百十六号中「安田千五百二十四番地」を「藤井八千四百八十七番地」に改める。

第二百二十四号中「上河内町土地改良区」を「上河内土地改良区」に改める。

第二百三十六号中「ＪＡえひめオートサービス株式会社」を「ＪＡえひめエネルギー株式会社」に、「伊予郡砥部町拾町百五十三番地一」を「松山市西垣生町千八百番地七」に改める。

第二百四十四号中「川辺郡」を「南九州市」に改める。

二百五十六の二　霞ヶ浦土地改良区　茨城県かすみがうら市牛渡三百六十五番地　平成十八年十月

第二百七十一号中「新潟市」を「新潟市南区」に改める。

第二百七十八号の次に次の一号を加える。

二百七十八の二　株式会社オートパル信州諏訪　長野県諏訪郡富士見町立沢二千二百十三番地四百十一　平成十九年三月

第二百七十九号中「泉佐野市上町一丁目二番七号」を「和泉市北田中町二百十五番地」に改める。

第二百八十号中「川辺郡」を「南九州市」に改める。

第二百八十二号中「仙台市青葉区本町三丁目四番十号」を「石巻市開成一番二十七」に改める。

第三百十九号の次に次の六十六号を加える。

三百二十　オホーツク農業共済組合　北海道北見市美園四百九十七番地一　平成二十年四月

三百二十一　十和田おいらせ農業協同組合　青森県十和田市西十三番町四番二十八号　平成二十年四月

三百二十二　北庄内森林組合　山形県酒田市飛鳥字矢舞台六十四番地十九　平成二十年四月

三百二十三　真岡市土地改良区　栃木県真岡市荒町五千百九十八番地二　平成二十年四月

三百二十四　喜連川土地改良区　栃木県さくら市喜連川四千四百二十番地一　平成二十年四月

三百二十五　烏山土地改良区　栃木県那須烏山市大桶千九百二十六番地九　平成二十年四月

三百二十六　南那須土地改良区　栃木県那須烏山市東原六十八番地五　平成二十年四月

三百二十七　藤岡土地改良区　栃木県下都賀郡藤岡町大字赤麻千七百三十七番地一　平成二十年四月

三百二十八　那須町土地改良区　栃木県那須郡那須町大字寺子丙四番地二十　平成二十年四月

三百二十九　小川土地改良区　栃木県那須郡那珂川町小川二千五百二十四番地一　平成二十年四月

三百三十　金沢森林組合　石川県金沢市永安町七十七番地　平成二十年四月

三百三十一　南あわじ漁業協同組合　兵庫県南あわじ市阿那賀千四百六十三番地の六　平成二十年四月

三百三十二　和歌山東漁業協同組合　和歌山県東牟婁郡串本町串本千八百八十四番地　平成二十年四月

三百三十三　鹿足郡吉賀町土地改良区　島根県鹿足郡吉賀町六日市七百五十番地　平成二十年四月

三百三十四　山陰たばこ耕作組合　島根県出雲市今市町北本町二丁目一番地六　平成二十年四月

三百三十五　岡山森林組合　岡山県岡山市御津高津千四百二十二番地の一　平成二十年四月

三百三十六　四国たばこ耕作組合　愛媛県喜多郡内子町内子千三百二十九番地　平成二十年四月

三百三十七　高知県漁業協同組合　高知県高知市横浜千八百十四番地一　平成二十年四月

三百三十八　五島ふくえ漁業協同組合　長崎県五島市福江町千百九十番地九　平成二十年四月

三百三十九　国見漁業協同組合　長崎県雲仙市国見町神代乙四百三十六番地六　平成二十年四月

三百四十　石垣島土地改良区　沖縄県石垣市美崎町十四番地　平成二十年四月

三百四十一　豊川市土地改良区　愛知県豊川市新道町一丁目一番地の三　平成二十年五月

三百四十二　岩美土地改良区　鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六百七十五番地一　平成二十年六月

三百四十三　いしづち森林組合　愛媛県西条市大町千二百十一番地　平成二十年六月